

答 申 第 101 号  
令和 6 年 12 月 5 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和 6 年 3 月 8 日付け青人第629号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

知事の事務引継書についての開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県知事（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 1 月 17 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「知事の事務引継書（最新のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として、引継年月日が令和 5 年 6 月 28 日である本件知事の事務引継書（以下「本件事務引継書」という。）を特定した上で開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 6 年 1 月 19 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 20 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

**第 3 審査請求人の主張要旨**

1 審査請求の趣旨

本件処分により非開示となった本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

一般的に、長の事務引継書は個人名等開示できない部分があり、その部分は黒塗り等を行っている。

行政文書開示決定通知書では「全部を開示」しながら、黒塗り等をしている部分が全くなく、隠蔽工作等をしていると考えられる。

よって、本件処分は不当であり、本件対象文書の開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由等は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の決定理由とその正当性

###### (1) 本件処分の決定理由

知事の事務引継ぎに当たっては、地方自治法施行令第124条において、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならないとされている。

また、青森県職員服務規程第5章第19条第1項において、職員は、転任、休職、退職等の場合は、別に定めるもののほか、速やかにその担当事務の処理の経過を記載した事務引継書を作成し、関係書類を添えて、後任者又は上司の指名する職員に引き継がなければならないとされている。

これらを踏まえ、知事は本件事務引継書を作成し、令和5年6月28日付けで引継ぎを行っている。

実施機関は、本件事務引継書を本件対象文書として特定し、当該文書を全部開示する決定を行ったものである。

###### (2) 本件処分の正当性

審査請求人は、本件開示請求において、開示請求をする行政文書の名称を「知事の事務引継書（最新のもの）」と記載しており、実施機関は、前述のとおり本件対象文書として本件事務引継書を特定した上で、存在する全てを開示していることから、条例第11条第1項の規定により全部開示とした本件処分は、正当である。

##### 2 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人は、通知書では「全部を開示」としながら、黒塗り等をしている部分が全くなく、隠蔽工作等をしていると考え、開示しない部分の開示を求める旨主張するが、知事の事務引継ぎに係る行政文書は全部開示した本件事務引継書のみであり、開示していない部分は存在しない。

### 3 結論

以上のことから、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件事務引継書以外の本件対象文書の存否について

実施機関は弁明書で、本件事務引継書を本件対象文書として特定した上で、存在する全てを開示している、知事の事務引継ぎに係る行政文書は全部開示した本件事務引継書のみであり、開示していない部分は存在しない旨説明している。

そこで、当審査会事務局職員をして本件事務引継書その他の知事の事務引継ぎに係る行政文書の保管状況を確認させたところ、本件事務引継書の他に本件対象文書に該当する行政文書を保有している状況は見受けられなかった。

また、知事の事務引継ぎに係る行政文書は全部開示した本件事務引継書のみであるとする実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらず、その他本件事務引継書の他に本件対象文書に該当する行政文書を保有していることをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件事務引継書の他に本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が特定し、その全部を開示した本件事務引継書の他に本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当である。  
よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月8日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年4月16日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年9月20日 (第162回審査会)	・審査を行った。
令和6年10月7日	・当審査会事務局職員をして行政文書の保管状況を確認させた。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・審査を行った。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋谷 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和6年12月5日現在）